

税に関する手続きについて



HP
函館税務署での確定申告の相談・申告書の受付について

令和4年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、2月16日(木)～3月15日(木)までとなります。

例年、確定申告会場は大変混雑します。新型コロナウイルス感染症防止の観点からも、自宅のパソコンやスマートフォンなどで申告書を作成しインターネット（電子申告）または印刷して郵送で提出いただくようお願いいたします。

特に、税務署では、来署せずに、自宅から申告手続きが完了する「スマホ申告」を推進しています。簡便便利な「スマホ申告」を、ぜひ、ご利用ください。

インターネット（電子申告）をご利用いただくメリット

- ・税務署に行かずに自宅から申告できます。
- ・確定申告期間中、24時間いつでも利用可能です。
- ・生命保険料控除証明書などの添付書類は、記載内容を入力・送信すれば提出または提示が不要です。
- ・インターネットで提出された

還付申告は、3週間程度で還付します。



国税庁HP

確定申告などに必要な証明書等について

国民年金・国保・後期高齢者医療保険・介護の保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。確定申告等の際は忘れずに申告してください。

また、国保・後期高齢者医療制度の「医療費のお知らせ」は、医療費控除に使用できます。

▽国民年金保険料

申告に必要な控除証明書は日本年金機構から送付済みです。紛失された方は専用ダイヤル（☎0570・003・004）にお問合せください。

なお、昨年10月～12月に初めて保険料を納付された方には、2月上旬に控除証明書が送付されます。

▽国民健康保険料

令和4年中に保険料を納付された方には、1月下旬に納付確認通知書を送付します。

お問合せ 国保年金課

☎21・3154

▽国民健康保険

「医療費のお知らせ」

令和4年分の医療費のお知らせは、1月～11月診療分を1月末に、12月診療分を2月末に送付します。

12月診療分の送付を待たずに確定申告する場合は、医療機関等が発行した領収書を使用してください。

※再発行は原則行っておりませんので、大切に保管してください。

お問合せ 国保年金課

☎21・3149

▽後期高齢者医療保険料

令和4年中に保険料を納付された方には、1月下旬に納付確認書または納付確認通知書を送付します。

お問合せ 国保年金課

☎21・3185

▽後期高齢者医療制度

「医療費のお知らせ」

令和4年分の医療費のお知らせは、1月～9月診療分を1月上旬に、10月～12月診療分を2月下旬に送付します。

※再発行についてはお問合せください

お問合せ 国保年金課

☎21・3184

※国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の納付確認書は、インターネットで交

付申請できます。詳しくは市のHPをご覧ください。

お問合せ 国保年金課

☎21・3154

▽介護保険料

令和4年中に保険料を納付された方には、1月下旬に納付確認通知書を送付します。

なお、年金から保険料を天引きした特別徴収分については送付しませんので、年金事務所から送付される源泉徴収票をご確認ください。

お問合せ 介護保険課

☎21・3033

年末調整関係書類の提出

令和4年分の年末調整関係書類（総括表、給与支払報告書等）の提出期限は1月31日(火)です。

令和5年1月1日現在函館市に住所がある方に対し、令和4年中に給与の支払いをした事業所は、金額の多少にかかわらず、給与支払報告書を函館市に提出してください。

住所・氏名・生年月日の誤記や記入漏れがないようご注意ください。

▽1月20日(金)までは市役所2階市民税担当11番窓口で受付

▽1月23日(月)から1月31日(火)までは市役所8階大会議室で受付

なお、期間中は、東部4支所でも受付します。

※郵送およびインターネットでの提出にご協力ください。

お問合せ 税務室市民税担当

☎21・3211

給与支払報告書等の電子申告について

エルタックスは電子データをインターネット経由で送信するためのシステムで、地方税の電子申告、電子申請・届出、電子納税が可能です。

特に事前に登録した金融機関の口座を指定して直接納付する「ダイレクト納付」ができますので、電子申告から納税までワンストップで手続きできます。詳しくは地方税共同機構（☎0570・081・459）へお問合せください。

地方税共同機構HP

☎ https://www.eltax.lta.go.jp/

固定資産（償却資産）の申告

令和5年1月1日現在、函館市内に償却資産（会社や個人が事務所や工場、店舗などで事業に使用する土地・家屋以外の資産）を所有している方は、その内容を1月31日(火)までに申告してください。電子申告もご利用できます。

お問合せ 税務室資産税担当

☎21・3231